【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の４第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年５月24日
【会社名】	株式会社マツヤ
【英訳名】	MATSUYA CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小 山 栄 造
【最高財務責任者の役職氏名】	―
【本店の所在の場所】	長野県長野市大字北尾張部710番地１
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目８番16号）

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長小山栄造は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成25年２月28日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社１社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね３分の２に達している１事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高」、「棚卸資産」、「購買」に至る業務プロセスを評価対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

当社において、不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明したため、平成24年12月28日に調査委員会を設置し、過去の会計処理の内容及びその根拠となる取引の状況等につき、徹底した調査を進めてまいりました。

調査委員会による調査の結果、平成23年２月期以降、仕入割戻等の架空計上及び不正ではないものの架空計上以外の原因による利益の過大計上並びにこれらに関する利益の過少計上があることと、取締役の一部が私財を当社に入金し未収入金が回収されたものとする処理を行ったことが明らかになりました。また、たな卸資産につき、不正ではないものの当社が過大計上として修正する点の妥当性についても調査報告書に言及されております。なお調査委員会の調査報告書については、平成25年２月８日付リリース（「調査委員会の調査報告及び当社の対応について」）にて公表されております。

本件については、全社的な内部統制の重要な一部として経営者の業務執行を監督すべき取締役会の機能不全があり統制環境に不備があること、また仕入割戻に係る業務プロセスにおける統制手続に不備があること、併せて、全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセスでは、たな卸資産の評価に係る決算業務において充分な検討がなされなかったこと、及び企業風土やコンプライアンス意識における問題点がありました。以上のような財務報告に係わる内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。本件発覚以降、当事業年度末日までに十分な整備・評価期間を確保できず、その運用の有効性を確認することができませんでした。したがって、当事業年度末日時点における当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

本件に対する当社の対応として、不適切な会計処理が確認された過年度に遡り、平成23年２月期以降の決算を修正し、平成23年２月期及び平成24年２月期の有価証券報告書の訂正報告書、平成23年２月期第１四半期から平成25年２月期第２四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

当社といたしましては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備を是正するために、以下のとおり再発防止策を策定し、実行に着手しております。これらの改善措置により、翌事業年度においては、適切な財務報告の信頼性を確保する方針であります。

〈是正措置項目〉

１．仕入割戻等の計上及び入金に関する業務フローの改善
２．たな卸資産の評価を含む決算管理機能及び決算業務能力の改善
３．組織改編
４．リスクの確認および業務分掌規程を含む社内規程の見直し
５．コンプライアンス意識の徹底及び企業風土の改善
６・役員・従業員研修
７．内部監査の拡充・充実
８．内部通報制度の信頼回復・活性化

以上

４ 【付記事項】

該当事項はありません。

５ 【特記事項】

該当事項はありません。